

国税庁所管統計の整備に関する 検討会について

○ 趣旨・背景

総務省統計委員会の建議「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日）」では、統計作成プロセスの適正化に向け、「PDCAサイクルによるガバナンスの確立」が求められており、統計改革推進会議・統計行政新生部会が公表した「統計行政の新生に向けて（令和元年12月24日）」においては、各府省が調査統計を作成する場合、「統計作成プロセスの不断の改善を行う」こと及び「問題の発見に努め、発見された場合は速やかに改善する」ことが求められている。

国税庁においては、従来、所管する統計調査等※について、随時、統計に関する専門家と議論しつつ、復元推計手法の改善に向けた検討を始め、その品質向上を目的とした自主的な検証作業等を実施してきたところであるが、今般、統計委員会からの建議及び統計改革推進会議が公表した政府方針を踏まえ、PDCAサイクルに基づくガバナンスの確立に向け、「国税庁所管統計の整備に関する検討会」を組織するとともに、当該検討会において、国税庁が所管する統計に関する更なる質の向上を目指した定常的な検討・議論を開始することとした。

そのため、本検討会においては、これまでの間、国税庁において、基幹統計調査として所管する民間給与実態統計調査に関し、自主的に検討してきた内容について、改めて、深度ある検討・議論を行うとともに、その他の統計である「会社標本調査」及び「申告所得税標本調査」についても、順次、統計精度の向上や利用者ニーズへの適合等を目的とした質の向上を目指した検討・議論を行うこととする。

※ 国税庁が所管する統計調査等

名 称	目 的
民間給与実態統計調査	民間の事業所における年間の給与について、給与階級別や事業所規模別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基礎資料とする。
会 社 標 本 調 査	我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政運営等の基礎資料とする。
申告所得税標本調査	申告所得税納税者について、所得者区分別・所得種類別の構成、所得階級別の分布及び各種控除の適用状況の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政運営等の基礎資料とする。